

平成 20 年(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書 FA4013

平成 19 年(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書 FA4012

○この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に使用します。
○この明細書の書き方については、控用の裏面を参照してください。

○この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に使用します。
○この明細書の書き方については、控用の裏面を参照してください。

1 住所及び氏名 (共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。
住所: 郵便番号, フリガナ, 氏名, 電話番号, フリガナ, 氏名

1 住所及び氏名 (共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。
住所: 郵便番号, フリガナ, 氏名, 電話番号, フリガナ, 氏名

2 新築又は購入した家屋等に係る事項
3 増改築等をした部分に係る事項
居住開始年月日, 増改築等の費用の額, うち居住用部分の金額

2 新築又は購入した家屋等に係る事項
3 増改築等をした部分に係る事項
居住開始年月日, 増改築等の費用の額, うち居住用部分の金額

4 家屋や土地等の取得対価の額
あなたの共有持分, あなたの持分に係る取得対価の額等

4 家屋や土地等の取得対価の額
あなたの共有持分, あなたの持分に係る取得対価の額等

5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高
新築、購入及び増改築に係る住宅借入金等の年末残高, 連帯債務に係るあなたの負担割合, 住宅借入金等の年末残高, ②と⑤のいずれか少ない方の金額, 居住用割合, 居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高

5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高
新築、購入及び増改築に係る住宅借入金等の年末残高, 連帯債務に係るあなたの負担割合, 住宅借入金等の年末残高, ②と⑤のいずれか少ない方の金額, 居住用割合, 居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高

6 特定増改築等に係る事項
高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。
1 年齢が50歳以上(同居親族の方は65歳以上)
2 障害者(1に該当する方を除きます)
3 要介護認定又は要支援認定を受けている(1又は2に該当する方を除きます)

6 特定増改築等に係る事項
高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合にのみ書いてください。
⑩ 交付等を受ける補助金等の合計額, ⑪ 特定増改築等工事の費用の額, ⑫ 特定増改築等工事の費用の合計額

7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ((付表)の控用の裏面の【計算欄】の該当する算式のうち、いずれかの算式により計算します)
次のいずれか該当する番号を「番号」欄に書きます。
1 住宅借入金等特別控除の適用を受ける方(2から5のいずれかを選択する方を除きます)
2 平成19年中又は平成20年中に居住の用に供し、「住宅借入金等特別控除の特例」を選択した方
3 平成19年4月1日から平成20年12月31日までの間に居住の用に供し、「高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除」を選択した方
4 平成20年4月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供し、「断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除」を選択した方
5 「阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法」を選択した方

7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ((付表)の控用の裏面の【計算欄】により計算します)
次のいずれか該当する番号を「番号」欄に書きます。
1 住宅借入金等特別控除の適用を受ける方(2から4のいずれかを選択する方を除きます)
2 平成19年中に居住の用に供し、「住宅借入金等特別控除の特例」を選択した方
3 平成19年4月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供し、「特定増改築等住宅借入金等特別控除」を選択した方
4 「阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法」を選択した方

8 控除証明書の要否
平成21年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の「要する」の文字を○で囲んでください。

8 控除証明書の要否
平成20年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の「要する」の文字を○で囲んでください。

提出用
○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

提出用
○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。



改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方</b></p> <p>○ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書は、まず、1から6の該当する欄を書き、次に7により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算します。</p> <p>なお、連帯債務による住宅借入金等を有する方は、「(付表)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」を併せて使用します。</p> <p>1 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄 「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある方だけが書いてください。 また、「土地等に関する事項」欄の「〔平成□□.□□.□□〕」は、土地等を先行取得した場合に、その先行取得の日を書いてください。</p> <p>2 「5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄 (1) ③欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、すべての証明書に基づいて書きます。) なお、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限ります。)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。</p> $\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$ <p>また、⑥の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と⑧、⑨又は⑩の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を有する場合には、税務署におたずねください。</p> <p>(2) ⑦欄の割合が90%以上である場合は100.0%と書きます。 なお、⑤の⑦欄と⑥の⑦欄の割合又は⑥の⑦欄と⑧の⑦欄の割合の差が10%以内(前記に該当する方は調整前の数値と比較します。)である場合には、それぞれ⑤の面積は「⑤×⑥の⑦」又は「⑤×⑧の⑦」とし、⑥の⑦欄は、それぞれ⑤の⑦欄の割合又は⑥の⑦欄の割合を書いても差し支えありません。</p> <p>(3) ⑥の⑦欄の記入に当たっては、⑤の⑦欄と⑥の⑦欄の割合又は⑥の⑦欄と⑧の⑦欄の割合が同じ場合には、それぞれ⑤の⑦欄の割合又は⑥の⑦欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、⑥の⑧欄に次の i の金額と ii の金額の合計額を書きます。</p> $\text{i ⑥の⑧欄の金額 ( 円)} \times \frac{\text{⑤の②欄又は⑥の②欄の金額 ( 円)}}{\text{⑤の②欄の金額 ( 円)}} \times \frac{\text{⑥の⑦欄又は⑧の⑦欄の割合 ( \%)} = ( \text{ 円} )$ $\text{ii ⑥の⑧欄の金額 ( 円)} \times \frac{\text{⑥の②欄の金額 ( 円)}}{\text{⑥の②欄の金額 ( 円)}} \times \frac{\text{⑥の⑦欄の割合 ( \%)} = ( \text{ 円} )$ <p>(4) ⑨欄は、次の i から vi に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額が最高限度となります。</p> <p>i 平成20年中に居住の用に供した場合 … 2,000万円 ただし、特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合には、1,000万円</p> <p>ii 平成19年中に居住の用に供した場合 … 2,500万円 ただし、特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合には、1,000万円</p> <p>iii 平成18年中に居住の用に供した場合 … 3,000万円</p> <p>iv 平成17年中に居住の用に供した場合 … 4,000万円</p> <p>v 平成11年1月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合 … 5,000万円</p> <p>vi 「阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法」を選択した場合 … 3,000万円</p> <p>3 「6 特定の増改築等に係る事項」欄 (1) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑩ 高齢者等居住改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「高齢者等居住改修工事等の費用の額」の金額を書きます。 (2) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑪ 交付等を受ける補助金等の合計額」欄には、地方公共団体から交付等を受ける補助金等、居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の額の合計額を書きます。 (3) 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑬ 断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「断熱改修工事等の費用の額」の金額を書きます。 (4) 「⑭ 特定断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「特定断熱改修工事等の費用の額」の金額を書きます。</p> <p>4 「7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」欄 (付表)の控用の裏面の【計算欄】の該当する算式のうち、いずれか一の算式により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算し、⑮欄に転記します。</p> <p>5 申告書への転記等 ⑮(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除に転記します。</p> <p>また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」等(例：平成20年4月13日居住開始)を書きます。</p> <p>○ この控除を受ける場合には、①家屋の登記事項証明書や住民票の写しなど所定の書類及び②金融機関等から交付を受けた「証明書」を申告書と一緒に提出しなければなりません。 ただし、既に平成11年分から平成19年分までにこの控除を受けている方が平成20年分においてこの控除を受ける場合には、①の書類と一緒に提出する必要はありません。</p> <p>○ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除に関する詳しいことは、「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」又は「特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」を読んでください。</p> <p>○ 記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署におたずねください。</p>	<p style="text-align: center;"><b>(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方</b></p> <p>○ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書は、まず、1から6の該当する欄を書き、次に7により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算します。</p> <p>なお、連帯債務による住宅借入金等を有する方は、「(付表)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」を併せて使用します。</p> <p>1 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄 「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある方だけが書いてください。 また、「土地等に関する事項」欄の「〔平成□□.□□.□□〕」は、土地等を先行取得した場合に、その先行取得の日を書いてください。</p> <p>2 「5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄 (1) ③欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、すべての証明書に基づいて書きます。) なお、住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限ります。)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。</p> $\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$ <p>また、⑥の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と⑧、⑨又は⑩の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を有する場合には、税務署におたずねください。</p> <p>(2) ⑦欄の割合が90%以上である場合は100.0%と書きます。 なお、⑤の⑦欄と⑥の⑦欄の割合又は⑥の⑦欄と⑧の⑦欄の割合の差が10%以内(前記に該当する方は調整前の数値と比較します。)である場合には、それぞれ⑤の面積は「⑤×⑥の⑦」又は「⑤×⑧の⑦」とし、⑥の⑦欄は、それぞれ⑤の⑦欄の割合又は⑥の⑦欄の割合を書いても差し支えありません。</p> <p>(3) ⑥の⑦欄の記入に当たっては、⑤の⑦欄と⑥の⑦欄の割合又は⑥の⑦欄と⑧の⑦欄の割合が同じ場合には、それぞれ⑤の⑦欄の割合又は⑥の⑦欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、⑥の⑧欄に次の i の金額と ii の金額の合計額を書きます。</p> $\text{i ⑥の⑧欄の金額 ( 円)} \times \frac{\text{⑤の②欄又は⑥の②欄の金額 ( 円)}}{\text{⑤の②欄の金額 ( 円)}} \times \frac{\text{⑥の⑦欄又は⑧の⑦欄の割合 ( \%)} = ( \text{ 円} )$ $\text{ii ⑥の⑧欄の金額 ( 円)} \times \frac{\text{⑥の②欄の金額 ( 円)}}{\text{⑥の②欄の金額 ( 円)}} \times \frac{\text{⑥の⑦欄の割合 ( \%)} = ( \text{ 円} )$ <p>(4) ⑨欄は、次の i から v に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額が最高限度となります。</p> <p>i 平成19年中に居住の用に供した場合 … 2,500万円 ただし、特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合には、1,000万円</p> <p>ii 平成18年中に居住の用に供した場合 … 3,000万円</p> <p>iii 平成17年中に居住の用に供した場合 … 4,000万円</p> <p>iv 平成11年1月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合 … 5,000万円</p> <p>v 「阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法」を選択した場合 … 3,000万円</p> <p>3 「6 特定増改築等に係る事項」欄 (1) 「⑩特定増改築等工事の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「特定増改築等工事の費用の額」を書きます。 (2) 「⑪交付等を受ける補助金等の合計額」欄には、地方公共団体から交付等を受ける補助金等、居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の額の合計額を書きます。</p> <p>4 「7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」欄 (付表)の控用の裏面の【計算欄】のいずれか該当する算式により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算し、⑮欄に転記します。</p> <p>5 申告書への転記等 ⑮(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除に転記します。</p> <p>また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」等(例：平成19年4月13日居住開始)を書きます。</p> <p>○ この控除を受ける場合には、①家屋の登記事項証明書や住民票の写しなど所定の書類及び②金融機関等から交付を受けた「証明書」を申告書と一緒に提出しなければなりません。 ただし、既に平成11年分から平成18年分までにこの控除を受けている方が平成19年分においてこの控除を受ける場合には、①の書類と一緒に提出する必要はありません。</p> <p>○ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除に関する詳しいことは、「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」又は「特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」を読んでください。</p> <p>○ 次に該当する方は、書き方について税務署におたずねください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2回以上増改築等に係る住宅借入金等について控除を受ける方</li> <li>・ 新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受ける方</li> <li>・ 同一年中に新築や購入した家屋に係る住宅借入金等と住宅の増改築等をした部分に係る増改築等住宅借入金等の両方について控除を受ける方</li> </ul> <p>○ 記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署におたずねください。</p>